

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	* 表 1 参照	治癒するまで
第2種	インフルエンザ及び新型インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	* 表 1 参照	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで